

令和4年8月26日
統計委員会担当室

第1ワーキンググループ審議結果一覧

審議テーマ	次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)
<p>(2) 推計方法に関する包括的な見直し (供給側推計品目の細分化、共通推計項目の拡充など。1次QEの位置づけの再検討を含む)</p> <p>(15) SNAにおける新型コロナウイルス対応(QE、年次推計)の検証</p>	<p>QEの精度向上に向けて、供給側推計品目の細分化、共通推計項目の拡充などを含む推計方法の包括的な見直しを推進する。また、新型コロナウイルス感染症の影響への一連の対応(1次QEの特殊補外、季節調整におけるダミー処理、年次推計における一部品目の配分比率の見直し)について、必要に応じ、データ蓄積を踏まえて検証する。</p> <p>【内閣府 令和5年度から実施し、可能なものについては令和7年度中に結論を得る】</p>
<p>QEの精度向上¹</p> <p>(1) 法人企業統計の一部早期化²</p>	<p>報告者負担軽減と有用なデータ確保の両立を図るために、法人企業統計・附帯調査の調査事項のうち、1次QE推計の改善に資すると考えられる事項について、法人企業景気予測調査の活用可能性の検証を行い、その結果を踏まえ、法人企業景気予測調査の調査項目の見直しについて検討し、早期に結論を得た上で、必要なQE推計の検証を行う。調査項目の見直しに当たっては、法人企業統計・附帯調査に係るこれまでの検討状況並びに法人企業景気予測調査における過去の見直しの経緯を踏まえる。</p> <p>【財務省・内閣府 令和5年度より実施し早期に結論を得る】</p> <p>また、上記を含め、1次QEの民間企業設備及び民間在庫変動の推計手法の改善に係る研究を進める。</p> <p>【内閣府 令和5年度から実施する】</p>
<p>(3) 分配面における改善: 年次推計の精度向上、四半期別GDP速報の公表に係る検討</p>	<p>営業余剰・混合所得及び雇用者報酬に係る推計手法の改善等を通じて、年次推計における分配面の精度向上を図るとともに、分配面の四半期GDP速報の参考系列としての公表についても検討を進め、公表する場合の公表のあり方も含めて、その取り扱いについて結論を得る。</p> <p>【内閣府 令和7年度中に結論を得る】</p>
<p>年次推計の精度向上</p> <p>(5) サービスを中心とした第一次年次推計から基準年推計に至る推計手法のシームレス化</p>	<p>第一次年次推計から基準年推計に至る推計手法のシームレス化について、令和7年度中に実施予定の次期基準改定における基準年推計との整合性を図りつつ、改定差の縮小に向けて検討する。</p> <p>【内閣府 令和5年度から実施する】</p>

基準年推計の精度向上	(6) 基準年SUT・産業連関表の部門分類の設定、生産物分類の階層構造化 (7) 基準年推計・中間年推計(産出面)に関する課題 (8) 基準年推計・中間年推計(投入面)に関する課題 (9) 基本価格表に関する課題 ³ (10) 既存の一次統計でカバーしていない分野に係る基礎資料の充実	令和2年産業連関表推計における教育の中間投入構造について、令和4年度の検討を踏まえ、行政記録情報を用いた推計精度の向上を図る。 【文部科学省 令和5年度に実施する】
		令和2年産業連関表について、引き続き経済センサス-活動調査の利活用拡充を図りつつ、サービス分野のSUT体系移行に取り組むことを中心として、SUTなどを作成する。 【産業連関表作成府省庁 令和6年度末までに実施する中に産業連関表やSUTを公表する】
		生産物分類については、令和8年経済センサス-活動調査、産業連関表及びSUT等への適用を図るため、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、令和5年度を目途に財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。 【総務省 令和5年度から実施する】
		令和7年産業連関表について、産業分類や生産物分類、基礎統計の状況を踏まえ部門の見直しなどを行い、全面的なSUT体系移行に取り組む。 【産業連関表作成府省庁 令和6年度から実施する】
		令和8年経済センサス-活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の実施に当たっての連携強化について検討する。 【総務省、経済産業省 令和6年度末までに結論を得る】
		これまでの経済構造実態調査やサービス産業・非営利団体等調査の実施状況等を踏まえつつ、これらの費用項目の整合性の向上について検討する。 【総務省、経済産業省 令和7年度末までに結論を得る】
		令和7年を対象とする産業連関構造調査などについて、SUT体系移行も踏まえ不足する分野の拡充を図るとともに、サービス産業・非営利団体等調査を軸とした見直しについて検討する。 【産業連関表作成府省庁 令和6年度から実施する】
		建設について、統計委員会に報告された一連の研究成果等を踏まえ、国民経済計算の次期基準改定をめぐり、新たなアウトプット型デフレーター-の推計手法の実装を目指す。また、小売サービス(マージン)の価格の把握方法について、統計委員会に報告された研究成果を踏まえ、国民経済計算における実装に向けた研究を進める。 【内閣府 建設については令和7年度をめぐりに実施する。小売サービスについては令和7年度から実施する】<P>
		統計委員会に報告された一連の研究成果及び国際的な議論の進展を踏まえ、医療、介護、教育の質の変化を反映した価格の把握手法に関して、研究方針を検討する。 【内閣府、関係府省 令和5年度より着手】<P>
		デフレーター-の充実

国民経済計算の充実等に向けた検討	(2) 推計方法に関する包括的な見直し（供給側推計品目の細分化、共通推計項目の拡充など。1次QEの位置づけの再検討を含む）〈再掲〉 ^{4,5}	海外の推計手法、基礎統計等の公表時期や早期化の可能性、推計精度への影響等を踏まえつつ、1次QEの公表前倒しの可能性について基礎的な研究を進める。 【内閣府 令和7年度から実施する】
	(14) 2025SNA(仮称)策定等に向けた国際議論への関与及びその実装に向けた基礎的な検討	2025年を目途に策定予定の国民経済計算の新たな国際基準（2025SNA(仮称)）策定に向けた国際議論に引き続き積極的に関与するとともに、できる限り速やかにその実装を図るため、基礎的な検討を着実に進める。 【内閣府 令和5年度から実施する】
	(16) 国民経済計算体系における経済のデジタル化のよりの確な把握に関する課題	国民経済計算体系における経済のデジタル化のよりの確な把握について、海外の状況や国内のデータ整備状況等を踏まえつつ、さらなる検討を進める。 【内閣府 令和5年度から実施する】
	(13) 海外の状況や国内の研究、ニーズを踏まえた国民経済計算における制度部門別勘定の更なる整備に係る検討	制度部門別勘定の更なる整備について、海外の状況や国内の研究、ニーズを踏まえつつ検討し、次期基準改定までを目途に結論を得る。 【内閣府 令和7年度中に結論を得る】
	(17) グリーンGDP(仮称)などに関する課題	これまでの内閣府の研究に基づき、脱炭素の観点から経済活動の環境への影響をGDPに反映させる指標の研究を行うとともに、そのために必要な温室効果ガス等の排出勘定の研究・整備を関係省庁と連携して進め、成果を公表する。 【内閣府 令和5年度から実施する】〈P〉

【備考】

- 「(4)2次QEにおける建築物リフォーム・リニューアル統計の活用」は第Ⅲ期計画期間中に実施予定であるため第Ⅳ期基本計画には記載せず。
- 法人企業統計・附帯調査は試験調査であることを踏まえ2022年4-6月期をもって終了する計画。
- 「(9)基本価格表に関する課題」は第Ⅲ期計画期間中に実施済みないし実施予定であるため第Ⅳ期基本計画には記載せず。
- 第2回第3ワーキンググループ会合(8月10日)において家計調査の公表早期化に関して審議。
 <審議状況> 2017年12月分以前:二人以上の世帯(翌月末)・総世帯(翌月末+2週間後)に分けて公表 → 2018年1月分以降:家計消費に係る統計の一体的な利活用に資するため、両者を合わせて公表(おおむね翌々月の第1週)するとともに、既存の「家計消費状況調査」、新規の「単身モニター調査」及びそれらを総合して作成する「消費動向指数(CTI)」を同時に公表する整理としたとの説明があった。今後も引き続き、消費動向のより正確な把握や総合的な分析に資するよう、同整理に沿った対応を行うことが適当とされ、家計調査の公表早期化を第Ⅳ期基本計画における課題としない、と結論づけられた。資料5の参考も参照。
- 現行1次QE推計では、家計調査については「総世帯」ではなく「二人以上の世帯」を利用している(単身世帯分は家計構造調査で水準調整)。

第3WGにおける、家計調査早期化に関連する説明概要（未定稿）

- 2017年12月分以前における公表体系では、家計調査の二人以上の世帯の結果を調査の翌月末に公表していたものの、この時点では単身世帯及び家計消費状況調査の結果が判明していなかったことから、経済の動向の変化に関する判定が非常に難しかった状況。
- 2018年1月分から、消費に関する統計の体系を見直した際に、家計調査の二人以上の世帯の結果については公表を1週間遅らせたものの、他の結果の公表の前倒しも行うことにより、翌々月の月上旬に、消費動向指数(CTI)を含め、消費に関する統計を一体的に公表し、消費の動向を的確に把握できるものに改善。
- そのうえで、仮に2017年12月分以前の公表体系に戻した場合、家計調査の二人以上の世帯の結果を以前のように調査の翌月末に公表することは不可能ではないかもしれないが、そもそも現在の公表体系の方が、消費に関する統計の体系的な整備という理念を実現できているとした上で、現在の公表体系の中で、公表の前倒しに関する取組の検討が必要であるとの説明もなされた。

第3WG（第2回） 資料5-2 消費動向指数(CTI)の取組状況について（抜粋）

（出典：統計委員会（第118回）資料4-1（一部修正））

家計消費に係る統計の一体的公表

（家計調査に係る公表事項の変更を含む。）

